

3-1. 設計及び工事の計画に係る「国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原
子炉設置変更許可申請書」との整合性に関する
説明書

設計及び工事の計画に係る「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉設置変更許可申請書」との整合性を次に示す。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
<p>ロ．試験研究用等原子炉施設の一般構造 （３）その他の主要な構造 （i）原子炉施設は、（１）耐震構造、（２）耐津波構造に加え、次の基本方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>q.（通信連絡設備等） 設計基準事故が発生した場合、敷地内にいる人に対し、必要な指示ができる通信連絡設備を設けるとともに、原子炉施設内については、中央制御室から指示できる通信連絡設備を設ける設計とする。また、設計基準事故が発生した場合において、原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡は、多重性又は多様性を確保した設計とする。</p>	<p>1. 安全設計 1.1 安全設計の方針 1.1.1 安全設計の基本方針 1.1.1.9 避難通路、照明、通信連絡設備 原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備等を設ける設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線を設けなければならない。</p> </div> <p>適合のための設計方針 1 について 設計基準事故が発生した場合、敷地内にいる人に対し、必要な指示ができるように、敷地内に構内一斉放送設備を設けるとともに、原子炉施設内については、中央制御室から指示できる非常用放送設備（H T T R）及び中央制御室と原子炉施設内の各所との間で通信連絡を行うための送受話器（ページング）を設ける。構内一斉放送設備、非常用放送設備（H T T R）及び送受話器（ページング）は、商用電源喪失時において使用できる設計とする。</p> <p>2 について 大洗研究所（北地区）には、設計基準事故が発生した場合において原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡は、次のような設計とする。</p> <p>(1) 大洗研究所（北地区）内に設置される現地対策本部から関係官庁等の異常時通報連絡先機関等へ連絡を行うための通信連絡設備は、一般電話回線、災害時優先回線、衛星回線等により多様性を確保した設計とする。なお、多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合においては、災害時優先回線及び衛星回線の携帯電話により多</p>	<p>【通信連絡設備等】 3.1 設計条件 (1) 設計基準事故が発生した場合において、大洗研究所（北地区）敷地内にいる人に対し、必要な指示ができる通信連絡設備（以下「敷地内の通信連絡設備」という。）として、大洗研究所（北地区）敷地内に構内一斉放送設備を設けるとともに、H T T R 原子炉施設内については、中央制御室から指示できる非常用放送設備（H T T R）及びH T T R 原子炉施設内の各所と中央制御室との間で通信連絡を行うための送受話器（ページング）を設けること。</p> <p>また、構内一斉放送設備、非常用放送設備（H T T R）及び送受話器（ページング）は、商用電源喪失時でも使用できること。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、大洗研究所（北地区）内に設置される現地対策本部には、関係官庁等の異常時通報連絡先機関等へ連絡を行うための多様性を確保した通信回線を有する通信連絡設備（以下「大洗研究所外通信連絡設備」という。）を設けること。</p> <p>なお、多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合の連絡用として、災害時優先回線の携帯電話及び衛星回線の衛星携帯電話により多様性を確保する。</p> <p>(3) 設計基準事故が発生した場合において、H T T R の現場対応班と現地対策本部との間で連絡を行うための多様性を確保した通信回線を有する通信連絡設備（以下「大洗研究所内通信連絡設備」という。）を設けること。</p>	<p>設計条件は、設置変更許可申請書の基本方針を具体化しており整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
	<p>様性を確保した設計とする。</p> <p>(2) 大洗研究所(北地区)内部における必要箇所との間の通信連絡設備は、一般電話回線、災害時優先回線等により多様性を備え、相互に連絡ができる設計とする。</p> <p>10. 電気施設</p> <p>10.2 設計方針</p> <p>(9) 設計基準事故が発生した場合、敷地内にいる人に対し、必要な指示を行うため、商用電源喪失時において使用できる通信連絡設備を設ける。</p> <p>原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所との通信連絡には、多様性を確保した通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>なお、多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合の現地対策本部から関係官庁等の異常時通報連絡先機関等へ連絡を行うための通信連絡設備は、災害時優先回線及び衛星回線の携帯電話により多様性を確保した設計とする。</p> <p>10.3 主要設備</p> <p>10.3.7 通信連絡設備</p> <p>敷地内に、専用の非常用発電機を設けて商用電源喪失時において使用できる構内一斉放送設備を設ける。構内一斉放送設備専用の非常用発電機の仕様を第 10.3.7 表に示す。また、H T T R 原子炉建家内に設置する非常用発電機から給電し、商用電源喪失時において使用できる非常用放送設備(H T T R)及び送受話器(ページング)を設ける。</p> <p>また、大洗研究所(北地区)内に設置される現地対策本部から関係官庁等の異常時通報連絡先機関等へ連絡を行うための通信連絡には、一般電話回線の固定電話、災害時優先回線の携帯電話及びファクシミリ、衛星回線の衛星携帯電話等により、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。大洗研究所(北地区)内部における必要箇所と</p>	<p>3.2 設計仕様</p> <p>本申請に係る通信連絡設備の設計仕様は、以下のとおりとする。</p> <p>通信連絡設備（構内一斉放送設備、非常用放送設備(H T T R)、送受話器(ページング)、大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備）は、規格品であることから同一規格品又は同等以上の性能を有するものと交換できるものとする。</p> <p>なお、構内一斉放送設備、現地対策本部の大洗研究所外通信連絡設備及び大洗研究所内通信連絡設備は、大洗研究所で共用する。</p>	<p>設計仕様は、設置変更許可書の記載内容としており整合している。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性																																				
	<p>の間の通信連絡には、一般電話回線の固定電話及びファクシミリ、災害時優先回線の携帯電話等により、多様性を確保した通信連絡設備を設ける。</p> <p>第 10.3.7 表 構内一斉放送設備専用の非常用発電機の仕様</p> <table border="1" data-bbox="638 541 1400 814"> <thead> <tr> <th colspan="2">非常用発電機</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型 式</td> <td></td> <td>単相交流発電機</td> </tr> <tr> <td>電 圧</td> <td></td> <td>100 V</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td></td> <td>8 kVA 以上</td> </tr> <tr> <td>基 数</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>燃 料</td> <td></td> <td>軽油</td> </tr> </tbody> </table>	非常用発電機			型 式		単相交流発電機	電 圧		100 V	容 量		8 kVA 以上	基 数		1	燃 料		軽油	<p>(1) 敷地内の通信連絡設備</p> <p>(i) 構内一斉放送設備</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、大洗研究所(北地区)敷地内にいる人に対し、必要な指示をするため、商用電源喪失時でも非常用発電機からの給電により使用できる構内一斉放送設備を設ける。構内一斉放送設備は、安全情報交流棟内の緊急時対策所に主装置、同建家の屋上及び冷却系機器開発試験施設の屋上に全天候型長距離放送用スピーカーを設置し、安全情報交流棟に非常用発電機を設ける。構内一斉放送設備の設置場所を図 3-1 に、系統図を図 3-2 示す。</p> <table border="1" data-bbox="1457 625 2481 1409"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構成機器</th> <th colspan="2">設置場所及び数量</th> <th rowspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <th>安全情報交流棟</th> <th>冷却系機器開発試験施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主装置</td> <td>1 式</td> <td></td> <td>・大洗研究所(北地区)敷地境界で放送が聞き取れること。</td> </tr> <tr> <td>全天候型長距離放送用スピーカー</td> <td>2 台</td> <td>4 台</td> <td>・出力音圧レベル： 110dB(1W, 1m)以上</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>1 台</td> <td></td> <td>・ディーゼルエンジン発電機 ・出力 : 20kVA^{※1} ・電圧 : 100V ・相数 : 単相 ・力率 : 1.0 ・周波数 : 50Hz ・燃料 : 軽油 ・燃料消費量 : (11.6L/h)、17.1 L/h^{※2} ・燃料タンク容量 : 250 L</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : 当該発電機は、三相交流 (400V、200V) 及び単相交流 (100V) を出力可能であるが、当該設備に利用する出力は単相交流 (100V) であるため、その出力 (20kVA) を記載した。</p> <p>※2 : (50%負荷時) 75%負荷時の値を示す。</p>	構成機器	設置場所及び数量		仕様	安全情報交流棟	冷却系機器開発試験施設	主装置	1 式		・大洗研究所(北地区)敷地境界で放送が聞き取れること。	全天候型長距離放送用スピーカー	2 台	4 台	・出力音圧レベル： 110dB(1W, 1m)以上	非常用発電機	1 台		・ディーゼルエンジン発電機 ・出力 : 20kVA ^{※1} ・電圧 : 100V ・相数 : 単相 ・力率 : 1.0 ・周波数 : 50Hz ・燃料 : 軽油 ・燃料消費量 : (11.6L/h)、17.1 L/h ^{※2} ・燃料タンク容量 : 250 L	
非常用発電機																																							
型 式		単相交流発電機																																					
電 圧		100 V																																					
容 量		8 kVA 以上																																					
基 数		1																																					
燃 料		軽油																																					
構成機器	設置場所及び数量		仕様																																				
	安全情報交流棟	冷却系機器開発試験施設																																					
主装置	1 式		・大洗研究所(北地区)敷地境界で放送が聞き取れること。																																				
全天候型長距離放送用スピーカー	2 台	4 台	・出力音圧レベル： 110dB(1W, 1m)以上																																				
非常用発電機	1 台		・ディーゼルエンジン発電機 ・出力 : 20kVA ^{※1} ・電圧 : 100V ・相数 : 単相 ・力率 : 1.0 ・周波数 : 50Hz ・燃料 : 軽油 ・燃料消費量 : (11.6L/h)、17.1 L/h ^{※2} ・燃料タンク容量 : 250 L																																				

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性																																												
		<p>(ii) 非常用放送設備(H T T R)</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、H T T R原子炉施設内にいる人に対し、中央制御室から必要な指示をするため、商用電源喪失時でも原子炉建家内に設置されている非常用発電機^{※1}からの給電により使用できる非常用放送設備(H T T R)を設ける。非常用放送設備(H T T R)は、主装置を原子炉建家内の中央制御室に設置し、スピーカーを原子炉建家、冷却塔、使用済燃料貯蔵建家及び機械棟の各所に設置する。設置場所を図 3-3-1 から図 3-3-12 に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1472 596 2481 940"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構成機器</th> <th colspan="4">設置場所及び数量</th> <th rowspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <th>原子炉建家</th> <th>冷却塔</th> <th>使用済燃料貯蔵建家</th> <th>機械棟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主装置</td> <td>1 式</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>・H T T R原子炉施設内で放送が聞き取れること。</td> </tr> <tr> <td>スピーカー</td> <td>150 台</td> <td>9 台</td> <td>12 台</td> <td>5 台</td> <td>・出力音圧レベル： 90dB(1W, 1m)以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(iii) 送受話器(ページング)</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、H T T R原子炉施設内の各所と中央制御室との間で通信連絡を行うため、商用電源喪失時でも原子炉建家内に設置されている非常用発電機^{※1}からの給電により使用できる送受話器(ページング)を設ける。送受話器(ページング)は、主装置を原子炉建家内の地下1階に設置し、端末を原子炉建家、冷却塔、使用済燃料貯蔵建家及び機械棟の各所に設置する。設置場所を図 3-3-1 から図 3-3-12 に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1472 1213 2481 1520"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構成機器</th> <th colspan="4">設置場所及び数量</th> <th rowspan="2">仕様</th> </tr> <tr> <th>原子炉建家</th> <th>冷却塔</th> <th>使用済燃料貯蔵建家</th> <th>機械棟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主装置</td> <td>1 式</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>H T T R原子炉施設内の各所と中央制御室との間で通信連絡ができること。</td> </tr> <tr> <td>端末</td> <td>130 台</td> <td>6 台</td> <td>7 台</td> <td>4 台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：当該非常用発電機は、設計及び工事の方法の認可を得ている（4安（原規）第312号（平成4年9月30日）認可）。</p>	構成機器	設置場所及び数量				仕様	原子炉建家	冷却塔	使用済燃料貯蔵建家	機械棟	主装置	1 式	/	/	/	・H T T R原子炉施設内で放送が聞き取れること。	スピーカー	150 台	9 台	12 台	5 台	・出力音圧レベル： 90dB(1W, 1m)以上	構成機器	設置場所及び数量				仕様	原子炉建家	冷却塔	使用済燃料貯蔵建家	機械棟	主装置	1 式	/	/	/	H T T R原子炉施設内の各所と中央制御室との間で通信連絡ができること。	端末	130 台	6 台	7 台	4 台		
構成機器	設置場所及び数量				仕様																																										
	原子炉建家	冷却塔	使用済燃料貯蔵建家	機械棟																																											
主装置	1 式	/	/	/	・H T T R原子炉施設内で放送が聞き取れること。																																										
スピーカー	150 台	9 台	12 台	5 台	・出力音圧レベル： 90dB(1W, 1m)以上																																										
構成機器	設置場所及び数量				仕様																																										
	原子炉建家	冷却塔	使用済燃料貯蔵建家	機械棟																																											
主装置	1 式	/	/	/	H T T R原子炉施設内の各所と中央制御室との間で通信連絡ができること。																																										
端末	130 台	6 台	7 台	4 台																																											

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）	設計及び工事の計画 該当事項	整合性																																									
		<p>(2) 大洗研究所外通信連絡設備</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、関係官庁等の異常時通報連絡先機関等への通信連絡を行うため、多様性を確保した通信回線を有する通信連絡設備を設ける。大洗研究所外通信連絡設備は、安全情報交流棟内の緊急時対策所に配備する。配備する場所を図 3-4 に示す。なお、多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合、災害時優先回線の携帯電話及び衛星回線の衛星携帯電話により多様性を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1665 541 2377 772"> <thead> <tr> <th>配備場所</th> <th>種類</th> <th>回線</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>固定電話</td> <td>一般電話回線</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害時優先回線</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>災害時優先回線</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>衛星回線</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 大洗研究所内通信連絡設備</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、HTTR の現場対応班と大洗研究所(北地区)内に設置される現地対策本部との間の通信連絡には、多様性を確保した通信回線を有する通信連絡設備を設ける。大洗研究所内通信連絡設備は、安全情報交流棟内の緊急時対策所及びHTTR 研究開発棟付属建家内のHTTR 現場指揮所に配備する。配備する場所を図 3-5 に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1665 1014 2377 1339"> <thead> <tr> <th>配備場所</th> <th>種類</th> <th>回線</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急時対策所</td> <td>固定電話</td> <td>一般電話回線</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害時優先回線</td> <td>5 台</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>一般電話回線</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">HTTR 現場指揮所</td> <td>固定電話</td> <td>一般電話回線</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害時優先回線</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>一般電話回線</td> <td>1 台</td> </tr> </tbody> </table>	配備場所	種類	回線	数量	緊急時対策所	固定電話	一般電話回線	1 台	携帯電話	災害時優先回線	1 台	ファクシミリ	災害時優先回線	1 台	衛星携帯電話	衛星回線	1 台	配備場所	種類	回線	数量	緊急時対策所	固定電話	一般電話回線	1 台	携帯電話	災害時優先回線	5 台	ファクシミリ	一般電話回線	1 台	HTTR 現場指揮所	固定電話	一般電話回線	1 台	携帯電話	災害時優先回線	1 台	ファクシミリ	一般電話回線	1 台	
配備場所	種類	回線	数量																																									
緊急時対策所	固定電話	一般電話回線	1 台																																									
	携帯電話	災害時優先回線	1 台																																									
	ファクシミリ	災害時優先回線	1 台																																									
	衛星携帯電話	衛星回線	1 台																																									
配備場所	種類	回線	数量																																									
緊急時対策所	固定電話	一般電話回線	1 台																																									
	携帯電話	災害時優先回線	5 台																																									
	ファクシミリ	一般電話回線	1 台																																									
HTTR 現場指揮所	固定電話	一般電話回線	1 台																																									
	携帯電話	災害時優先回線	1 台																																									
	ファクシミリ	一般電話回線	1 台																																									

3-2. 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画
書に係る「国立研究開発法人日本原子力研究開
発機構大洗研究所(北地区)原子炉設置変更許可
申請書」との整合性に関する説明書

大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書に係る「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)原子炉設置変更許可申請書」との整合性を次に示す。

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、次の品質管理体制の計画（以下「品質管理計画」という。）に定める要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的 機構は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）に基づき、原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を品質マネジメントシステムとして構築し、原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質管理計画の第 4 章から第 8 章までは、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質管理計画における用語の定義は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈に従うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(QS-P12)</p> <p>1. 目的 本品質マネジメント計画書は、大洗研究所（以下「研究所」という。）の原子炉施設及び核燃料物質使用施設等（以下「原子炉施設等」という。）における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び原子炉施設等の保安規定に基づき、原子炉施設等の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的として定める。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメント計画書の第 4 章から第 8 章までは、建設段階、運転段階及び廃止段階の原子炉施設等において実施する保安活動に適用する。 第 9 章は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画書における用語の定義は、次の事項、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。 (2) 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。 (3) 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。 (4) 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。 (5) 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができ</p>	<p>原子炉設置変更許可申請書（共通編本文）に記載した品質管理計画を受け、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に適合するように策定した「大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書(QS-P12)」により設計及び工事の品質管理を行うため整合している。</p>

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
	<p>るよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>(6) 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(7) 「未然防止処置」とは、他の原子力施設で発生した不適合事象等から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こりうる不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(8) 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発されたもの以外のものをいう。</p> <p>(9) 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p> <p>(10) 原子力施設 原子炉施設及び使用施設等の総称をいう。</p> <p>(11) 原子炉施設等 原子炉施設及び使用施設等を構成する構築物、系統、機器等の総称及び核燃料物質使用施設等を構成する構築物、系統、機器等の総称をいう。</p> <p>(12) 本部 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、理事長、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長をいう。</p> <p>(13) 担当理事 大洗研究所担当理事をいう。</p> <p>(14) 原子炉主任技術者 高速実験炉「常陽」、材料試験炉及び高温工学試験研究炉の原子炉主任技術者をいう。</p> <p>(15) 所長 大洗研究所長をいう。</p> <p>(16) 品質担当副所長 研究所の品質マネジメントを担当する副所長をいう。</p> <p>(17) 核燃料取扱主務者 研究所における北地区核燃料取扱主務者及び南地区核燃料取扱主務者をいう。</p> <p>(18) 廃止措置施設保安主務者 研究所における廃止措置施設保安主務者をいう。</p> <p>(19) センター長 研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(20) 部長 研究所に属する大洗研究所原子炉施設及び核燃料物質使用施設等に関わる部長をいう。</p> <p>(21) 課長 研究所に属する原子炉施設等に関わる室長及び課長をいう。</p> <p>(22) 従業員等</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、本品質管理計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持するために、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>(a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る組織は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>(a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>(b) プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p> <p>(c) プロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判断基準を明確にする。</p> <p>(d) プロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>(e) プロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(f) プロセスについて、業務の計画どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>(g) プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p>	<p>職員等（役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用用員、臨時用員等の日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と雇用関係にある者並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員）及び機構との契約に基づき、研究所内に常駐して業務を行っている者をいう。</p> <p>(23) 業務</p> <p>保安活動を構成する個々のプロセスの実施をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、本品質マネジメント計画書に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>(a) 原子炉施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(b) 原子炉施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、業務・原子炉施設等に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p>図 4.1 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>(a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>(b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</p> <p>図 4.2 に本品質マネジメント計画書の「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>(c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）、並びに判断基準を明確にする。（「5.4.1 品質目標」、「7.1 業務の計画」、「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」参照。）</p> <p>(d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照。）</p> <p>(e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(f) これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>(g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を明確にし、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(3) 規則が要求する手順</p> <p>(4) プロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と判断した指示書、図面等を含む文書</p>	<p>(h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。（「7.2.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項のレビュー」、 「7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認」参照。）</p> <p>(i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</p> <p>(5) 保安に係る各組織は、業務・原子炉施設等に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。（「6.資源の運用管理」参照。）</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、表 4.2.1 に原子炉施設等に係る品質マネジメントシステム文書体系に示す。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 一次文書 本品質マネジメント計画書</p> <p>(3) 二次文書 この計画書が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書及び記録</p> <p>(4) 三次文書 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、手引等の文書</p> <div data-bbox="1715 1402 2166 1738" style="text-align: center;"> </div> <p>品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>整合性</p>

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>理事長は、本品質管理計画に基づき、品質マニュアルとして、次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し、維持する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、適切な品質マネジメント文書が利用できるよう、次に掲げる管理の方法を定めた手順を作成する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p> <p>(a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>(b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>(c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>(d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>(e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>(f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>(g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>(h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。また、記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。</p>	<p>4.2.2 品質マネジメント計画書</p> <p>理事長は、次の事項を含む本品質マネジメント計画書を策定し、必要に応じ見直し、維持する。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</p> <p>(b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p> <p>(d) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。</p> <p>ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、研究所の部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定める。これらの管理要領には、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>(a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>(b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、必要に応じて改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>(c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>(d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>(e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>(f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>(g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>(h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>(i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、部長及び課長は、要求事項への適合及びマネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、大洗研究所の「大洗研究所文書及び記録の管理要領」を定め、部長は、各部の文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>(a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>(b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>(1) 品質方針を設定する。</p> <p>(2) 品質目標が設定されていることを確実にする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>(6) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関して、担当する業務について理解し遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するものを含む。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</p> <p>(3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>(4) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標を含む。）が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画が作成されることを確実にする。</p>	<p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</p> <p>(1) 品質方針を設定する。（「5.3 品質方針」参照。）</p> <p>(2) 品質目標が設定されていることを確実にする。（「5.4.1 品質目標」参照。）</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。（「5.6 マネジメントレビュー」参照。）</p> <p>(5) 資源が使用できることを確実にする。（「6. 資源の運用管理」参照。）</p> <p>(6) 関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関して、担当する業務について理解して遂行し、当該業務に責任を持つことを要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設等に対する要求事項（「7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項の明確化」及び「8.2.1 原子力安全の達成」参照。）に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事項によって損なわれないようにすることを確実にする。</p> <p>5.3 品質方針</p> <p>理事長は、次に掲げる事項を満たす「原子力安全に係る品質方針」を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</p> <p>(1) 機構の目的及び状況に対して適切である。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</p> <p>(3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>(4) 組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設等に対する要求事項を満たすために必要な目標（「7.1 業務の計画」(4) b) 参照。）を含む。）が設定されていることを確実にする。</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>(a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>(c) 資源の利用可能性</p> <p>(d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、保安に係る組織の責任及び権限を明確にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行するようにする。</p>	<p>また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画（「7.1 業務の計画」(4) 参照。）を作成するとき、次の事項を考慮させる。</p> <p>(a) 実施事項</p> <p>(b) 必要な資源</p> <p>(c) 責任者の明確化</p> <p>(d) 実施事項の完了時期</p> <p>(e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、「4.1 一般要求事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画書を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</p> <p>(a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>(c) 資源の利用可能性</p> <p>(d) 責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、原子炉施設等の保安規定に定める保安管理体制に基づき、保安に係る組織を図 5.5.1 保安管理組織図 (1) から (4) に、各組織の責任と権限を次のとおり定め、各組織を通じて組織全体に周知し、保安活動に関係する要員が理解することを確実にする。</p> <p>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書（「4.2.1 一般」参照。）を定めさせ、保安に係る各組織の要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</p> <p>(1) 理事長</p> <p>理事長は、原子炉施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職</p> <p>統括監査の職は、原子炉施設等の品質保証活動に関する内部監査に係る業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては大洗研究所担当理事（以下「研究所担当理事」という。）とする。各管理責任者は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを管理し、維持</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
	<p>すること等を確実にする責任と権限を有する（「5.5.2 管理責任者」参照。）。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設等の本部における品質保証活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長 契約部長は、原子炉施設等の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) 研究所担当理事 研究所担当理事は、理事長を補佐し、原子炉施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(7) 原子炉主任技術者 原子炉主任技術者は、所掌する原子炉施設の運転に関する保安の監督を行う。</p> <p>(8) 所長 所長は、原子炉施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(9) 品質担当副所長 品質担当副所長は、原子炉施設等品質マネジメント計画に基づく活動を推進する。</p> <p>(10) 核燃料取扱主務者 核燃料取扱主務者は、所掌する使用施設等に関する保安の監督を行う。</p> <p>(11) 廃止措置施設保安主務者 研究所における原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行うものをいう。</p> <p>(12) センター長 高速炉サイクル研究開発センター長、高温ガス炉研究開発センター長及び環境技術開発センター長を言い、それぞれ次の職務を実施する。</p> <p>(a) 高速炉サイクル研究開発センター長は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける原子炉施設及び使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐する。また、高速炉サイクル研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画及び使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p>(b) 高温ガス炉研究開発センター長は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設及び使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐する。また高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画及び使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p>(c) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設及び使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐する。また、原子炉施設の年間運転計画及びDCAの年間管理計画に係る業務を統括する。</p> <p>(13) 部長 所掌する部署における品質マネジメント活動を統括するとともに、推進する。</p> <p>(14) 課長 所掌する課及び室における品質マネジメント活動を行う。</p> <p>(15) 中央安全審査・品質保証委員会 次の活動に必要な管理を規定するために安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は保安活動の実施部門の長、監査プロセスの長を管理責任者として、また本部（監査プロセスを除く。）は管理者の中から管理責任者を任命する。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>(c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>(d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>(a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p>	<p>質保証委員会の運営について」を定める。</p> <p>(a) 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、品質保証活動の基本事項等について審議し、答申する。</p> <p>(16) 原子炉施設等安全審査委員会</p> <p>次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「原子炉施設等安全審査委員会規則」を定める。</p> <p>(a) 原子炉施設等安全審査委員会は、所長からの諮問に応じ、原子炉施設の安全性の評価、設計内容等の妥当性を審議し、答申する。</p> <p>(17) 使用施設等安全審査委員会</p> <p>次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「使用施設等安全審査委員会規則」を定める。</p> <p>(a) 使用施設等安全審査委員会は、所長からの諮問に応じ、使用施設等の安全性の評価、設計内容等の妥当性を審議し、答申する。</p> <p>(18) 品質保証推進委員会</p> <p>次の活動に必要な管理を規定するために所長は、「品質保証推進委員会規則」を定める。</p> <p>(a) 品質保証推進委員会は、研究所における品質保証活動の推進、安全文化の育成及び法令等の遵守活動並びに所長からの諮問事項について審議する。</p> <p>(19) 品質保証技術検討会等</p> <p>保安管理部、放射線管理部、燃料材料開発部、材料試験炉部及び環境保全部に品質保証技術検討会、高速実験炉部に安全技術検討会、高温工学試験研究炉部に品質保証委員会及び管理部に品質保証推進委員会（以下、これらの会議体を「品質保証技術検討会等」という。）を置く。品質保証技術検討会等は、それぞれの運営要領又は規約に従い審議・検討等を行う。</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>(a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について理事長に報告する。</p> <p>(c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>(d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、「5.5.1 責任及び権限」に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>(a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(c) 成果を含む業務の実施状況について評価する（「5.4.1 品質目標」及び「8.2.3 プロセスの監</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>(e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>(b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>(c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>(d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>(e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、保安に係る組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にする。また、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p>	<p>視及び測定」参照）。</p> <p>(d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>(e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(a) 品質目標（「5.4.1 品質目標」参照。）を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>(b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>(c) 安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>(d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>(e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>(1) 理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を置くとともに安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、所長、センター長、部長及び課長に必要な会議、連絡書等を利用して保安に係る情報交換を行わせる。また、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設等の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」を定め、所長及びセンター長は、所内のコミュニケーションについては、原子炉施設等安全審査委員会規則、使用施設等安全審査委員会規則、運営会議要領及び品質保証推進委員会規則を定め、保安活動及び品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。</p> <p>(3) 部長は、部内の品質保証審査機関についての要領を定め、品質マネジメント活動の円滑な運営及び推進を図る。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部監査の結果 (2) 組織の外部の者からの意見 (3) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。） (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果 (5) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。） (6) 関係法令の遵守状況 (7) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (8) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ (9) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (10) 改善のための提案 (11) 資源の妥当性 (12) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性 <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 (b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善 (c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 (d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。 (3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。 <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) マネジメントレビューへのインプットには次の情報を含むものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 内部監査の結果 (b) 組織の外部の者からの意見 (c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。） (d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果 (e) 安全文化を育成し、維持するための活動の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。） (f) 関係法令の遵守状況 (g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ (i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (j) 改善のための提案 (k) 資源の妥当性 (1) 保安活動の改善のために実施した処置の有効性 (2) 所長は、センター長及び各部長に指示して、所掌する業務に関して、前項に定める事項を提出させ、その内容を整理した上で研究所の管理責任者に報告する。 (3) 研究所の管理責任者は、前項の内容を確認・評価する。 (4) 監査プロセスの管理責任者は、監査プロセスにおけるインプット情報を確認・評価する。 (5) 本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者は、本部におけるインプット情報を確認・評価する。 (6) 各管理責任者は、マネジメントレビューの会議を通して理事長にインプット情報を報告する。 <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 (b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善 (c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 (d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。 (3) 管理責任者は、第一項で改善の指示を受けた事項について必要な措置を行う。 (4) 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて、上記(1)の指示に対する処置状況を確認する。 <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>保安に係る組織は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>(b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>(c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>(d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>(e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する。</p>	<p>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする（「7.1 業務の計画」、「7.4.2 調達要求事項」及び「7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認」参照。）。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 所長及び部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>(b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>(c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>(d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>(e) 要員の教育・訓練及び力量についての記録を作成し、管理すること（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力安全の達成に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)項の(a)から(e)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 インフラストラクチャ</p> <p>所長、部長及び課長は、インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p>6.4 作業環境</p> <p>所長、部長及び課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>(a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>(b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>(d) 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>(e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</p> <p>(4) 保安に係る組織は、業務の計画を、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>保安に係る組織は、次に掲げる事項を要求事項として明確にする。</p> <p>(1) 業務・原子炉施設に関連する法令・規制要求事項</p> <p>(2) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項</p> <p>(3) 組織が必要と判断する追加要求事項</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p>	<p>運営管理する。</p> <p>なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業安全・品質に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 所長、センター長及び部長は、原子炉施設等ごとに運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を表 4.2.1 のとおり策定する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引、手順等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</p> <p>(4) 所長、センター長、部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>(a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</p> <p>(b) 業務・原子炉施設等に対する品質目標及び要求事項</p> <p>(c) 業務・原子炉施設等に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>(d) 業務・原子炉施設等のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>(e) 業務・原子炉施設等のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（「4.2.4 記録の管理」参照。）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)項に準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設等に対する要求事項の明確化</p> <p>所長、部長及び課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。</p> <p>(1) 業務・原子炉施設等に関連する法令・規制要求事項</p> <p>(2) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設等に必要な要求事項</p> <p>(3) 組織が必要と判断する追加要求事項（安全基準等）</p> <p>7.2.2 業務・原子炉施設等に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設等に対する要求事項についてレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(2) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>(a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>(b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>(c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>保安に係る組織は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>(a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>(d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 保安に係る組織は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>(a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p>	<p>(2) レビューでは次の事項について確認する。</p> <p>(a) 業務・原子炉施設等に対する要求事項が定められている。</p> <p>(b) 業務・原子炉施設等に対する要求事項が、以前に確認したものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>(c) 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。</p> <p>(4) 所長、部長及び課長は、業務・原子炉施設等に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>所長、センター長、部長及び課長は、原子力の安全に関して、規制当局との面談、原子力規制検査等を通じて監督官庁並びに地方自治体とのコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>所長又は部長は、原子炉施設等の改造、更新等に関する設計・開発を適切に実施するため、設計・開発に関する管理の手順を定め、次の事項を管理する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設等の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 部長又は課長は、設計・開発の計画において次の事項を明確にする。</p> <p>(a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>(d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 部長又は課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 部長又は課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、原子炉施設等の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>(a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>(b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p>	<p>整合性</p>

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>(d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p>(a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>(b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>(c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>(d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。</p> <p>(a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>(b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性</p>	<p>(c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>(d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 部長又は課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) 部長又は課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p>(a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>(b) 調達、業務の実施（原子炉施設等の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</p> <p>(c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>(d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設等の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（「7.3.1 設計・開発の計画」参照。）に体系的なレビューを行う。</p> <p>(a) 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>(b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（「7.3.1 設計・開発の計画」参照。）に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>(4) 設計・開発を外部委託した場合には、担当部長又は課長は、仕様書で与えている要求事項を満たしていることを確実にするために、仕様書と受注者が実施した設計・開発の結果（受注者から提出される承認図書類）とを対比して検証を実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設等又は個別業務</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する。</p>	<p>が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（「7.3.1 設計・開発の計画」参照。）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設等の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設等の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設等を使用するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 工事等を担当する部長又は課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>(2) 担当部長又は課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 担当部長又は課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設等を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設等に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 担当部長又は課長は、変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>7.4 調達</p> <p>所長は、物品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を着実にするため、調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、技術的能力や品質保証体制等に関する情報を入手して供給者を評価し、選定する。また、供給者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 部長及び課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(6) 保安に係る組織は、適切な調達の実施に必要な事項（調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>(a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>(b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>(d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>(e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>(g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて検証を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態に</p>	<p>(6) 所長又は部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者及び使用者と共有する場合に必要な処置に関する方法を調達に関する管理要領「大洗研究所調達管理要領」に定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等に関する要求事項を引合仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>(a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>(b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>(d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>(e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>(g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 部長及び課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等で使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 部長及び課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 部長及び課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) 部長及び課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を引合仕様書に定めて、次の事項のうち該当する方法で検証を実施する。</p> <p>(a) 受入検査（記録確認を含む。）</p> <p>(b) 立会検査（供給者先、現地）</p> <p>(c) その他（書類審査、受注者監査）</p> <p>(2) 部長及び課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（「7.4.2 調達要求事項」参照。）の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>所長、部長及び課長は、業務の計画（「7.1 業務の計画」参照。）に従って、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、センター長、部長及び課長は、原子炉施設等の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>は、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>(1) 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>(2) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>(3) 適切な設備を使用している。</p> <p>(4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>(5) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>(6) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を明確にする。</p> <p>(a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>(b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>(c) 妥当性確認の方法</p> <p>(d) 記録に関する要求事項</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設について固有の識別をし、その記録を管理する。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>保安に係る組織は、組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する識別や保護など取扱いに注意を払い、必要に応じて記録を作成し、管理する。</p>	<p>の保安活動について、「7.1 業務の計画」で定めた個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>(1) 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>(2) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>(3) 適切な設備を使用している。</p> <p>(4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>(5) 監視及び測定が実施されている（「8.2.3 プロセスの監視及び測定」参照。）。</p> <p>(6) 業務のリリース（次工程への引き渡し）が規定どおりに実施されている。</p> <p>7. 5. 2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 部長及び課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 部長及び課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する（4.2.4 記録の管理参照。）。</p> <p>(4) 部長及び課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</p> <p>(a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>(b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>(c) 妥当性確認の方法（所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。）</p> <p>(d) 記録に関する要求事項</p> <p>7. 5. 3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 部長及び課長は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して適切な手段で業務・原子炉施設等を識別し、管理する。</p> <p>(2) 部長及び課長は、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設等の状態を識別し、管理する。</p> <p>(3) 部長及び課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設等について固有の識別をし、その記録を管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>7. 5. 4 組織外の所有物</p> <p>(1) 部長及び課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合は記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>(2) 部長及び課長は、前項の組織外の所有物について、それが管理下にある間は、原子力安全に影響</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>保安に係る組織は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p> <p>なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>(a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>(c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>(d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>(e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 保安に係る組織は、必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。</p> <p>なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検</p>	<p>を及ぼさないように適切に取り扱う。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>部長及び課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p> <p>なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 部長及び課長は、業務・原子炉施設等に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 部長及び課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 部長及び課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>(a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>(b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>(c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>(d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>(e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 部長及び課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設等に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) 部長及び課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>(6) 部長及び課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。</p> <p>なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検</p>	

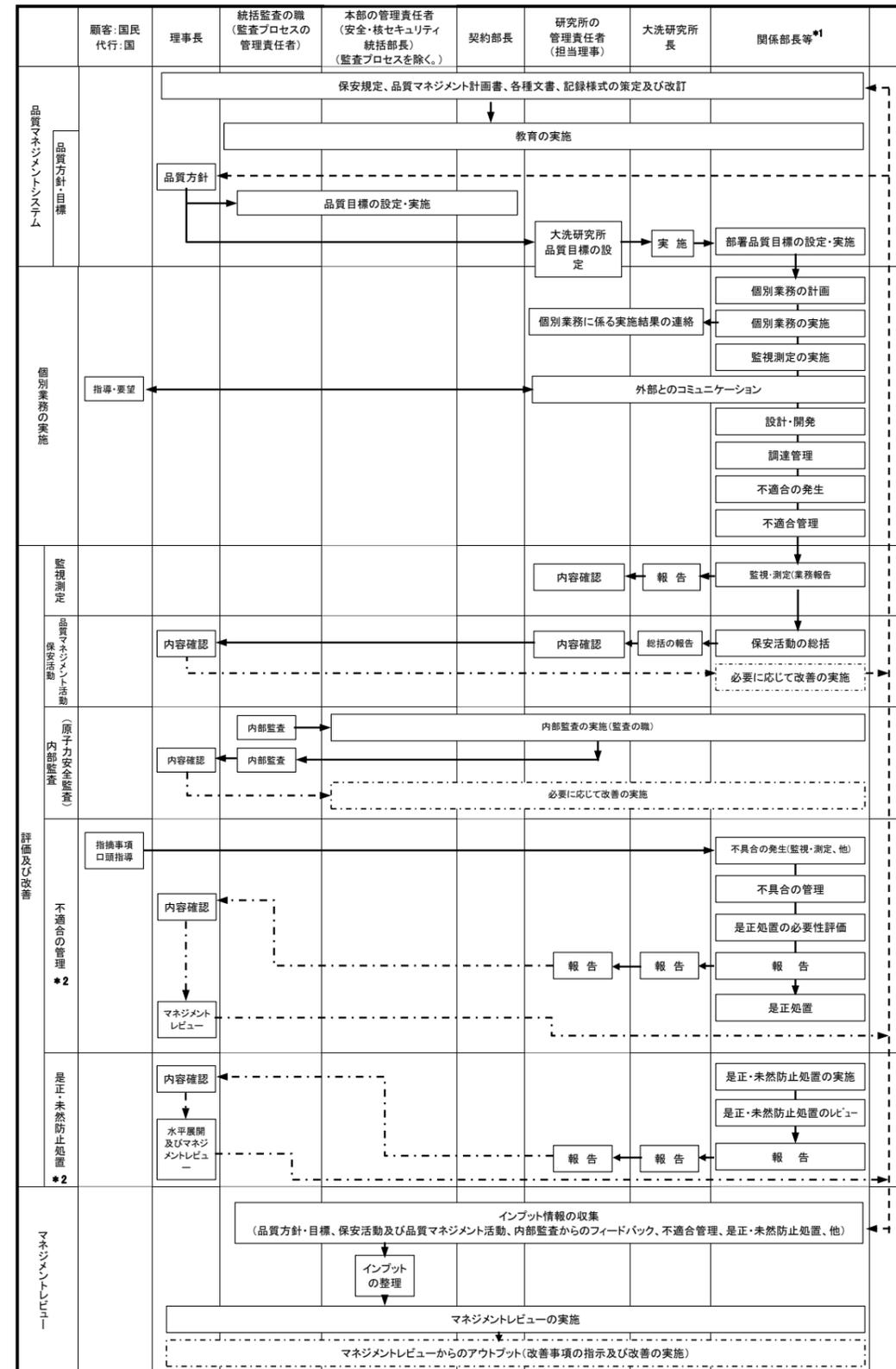
設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>討するプロセスを含む。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーションにより入手し、監視する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項で得られた情報を分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、監査プロセスの長に内部監査を実施させる。</p> <p>(a) 本品質管理計画の要求事項</p> <p>(b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、監査プロセスの長は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 監査プロセスの長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査プロセスの長は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を明確にした手順を定める。</p> <p>(7) 監査プロセスの長は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講ずるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を監査プロセスの長に報告する。</p>	<p>討するプロセスを含む。</p> <p>(a) 業務に対する要求事項の適合性を実証する。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>(c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション（「7.2.3 外部とのコミュニケーション」参照。）により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>(a) 本品質マネジメント計画書の要求事項</p> <p>(b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>(a) 監視及び測定の時期</p> <p>(b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の方法により、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人が特定できるよう記録を作成し、管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。また、自主検査等の検査及び試験要員の独立性については、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、表 8.2.3 プロセスの監視及び測定を基本として、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>(a) 監視及び測定の時期</p> <p>(b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動の状況を示す指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、センター長、部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状態について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できなのおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 部長及び課長は、原子炉施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、原子炉施設等を検査及び試験する。検査及び試験は、当該検査対象の個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照。）を作成し、これに従って、適切な段階で実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>(3) 記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画（「7.1 業務の計画」参照。）で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設等を運転、使用しない。</p> <p>ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 原子力施設検査準備室長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p>また、部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員について、これを準用する。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長又は部長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理す</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(1) 保安に係る組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を定め、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>(a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>(b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>(c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、不適合を除去するために修正を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>(a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見</p> <p>(b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性</p> <p>(c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向</p>	<p>る。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、業務・原子炉施設等に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>(a) 検出された不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>(b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引き渡し)又は合格と判定すること(以下「特別採用」という。)を正式に許可する。</p> <p>(c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>(d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起り得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(「4.2.4 記録の管理」参照。)</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設等の保安の向上を図る観点から、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の報告を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表 8.4 品質マネジメントシステムの分析データに示すデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定(「8.2 監視及び測定」参照。)の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理(「8.3 不適合管理」参照。)等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>(a) 組織の外部の者からの意見(「8.2.1 原子力の安全の達成」参照。)</p> <p>(b) 業務・原子炉施設等に対する要求事項への適合性(「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照。)</p> <p>(c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設等の特性及び傾向(「8.2.3 プロセスの監視及び測定」及び「8.2.4 検査及び試験」参照。)</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(d) 供給者の能力</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>保安に係る組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 保安に係る組織は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>(a) 不適合等のレビュー及び分析</p> <p>(b) 不適合等の原因の特定</p> <p>(c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>(d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>(a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関して根本的な原因を究明するための分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、前項までの不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）を定め、これを管理する。</p>	<p>(d) 供給者の能力（「7.4 調達」参照。）</p> <p>(3) 部長及び課長は、分析結果及び情報を整理し、所長を通じて研究所の管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。また、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長及び統括監査の職は、それぞれの管理責任者に報告するとともに、所掌する業務の改善に反映する。</p> <p>(4) 管理責任者は、報告のあった情報をマネジメントレビューへのインプット（「5.6.2 マネジメントレビューへのインプット」参照。）に反映する。</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、部長及び課長は、品質方針（「5.3 品質方針」参照。）、品質目標（「5.4.1 品質目標」参照。）、監査結果（「8.2.2 内部監査」参照。）、データの分析（「8.4 データの分析」参照。）、是正処置（「8.5.2 是正処置」参照。）、未然防止処置（「8.5.3 未然防止処置」参照。）及びマネジメントレビュー（「5.6 マネジメントレビュー」参照。）を通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、不適合及びその他の事象の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、研究所は「大洗研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、統括監査の職、所長、センター長、部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>(a) 不適合等のレビュー及び分析</p> <p>(b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>(c) 類似の不適合の有無又は当該不適合が発生する可能性の明確化</p> <p>(d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>(a) 計画において決定した保安活動の改善のために講じた処置の変更</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置の結果に係る記録を作成し、管理する（「4.2.4 記録の管理」参照。）。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因</p>	

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書	整合性
<p>(7) 保安に係る組織は、前項の手順に基づき、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から類似事象に共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見を収集し、起こり得る不適合の重要度に応じて、次に掲げる手順により適切な未然防止処置を行う。</p> <p>(a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 (b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 (c) 必要な処置の決定及び実施 (d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、前項までの未然防止処置の手順を定め、これを管理する。</p>	<p>が認められた場合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び部長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、大洗研究所は「大洗研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者及び使用者と共有することも含む。</p> <p>(a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 (b) 不適合や問題の発生を予防するための処置の必要性の評価 (c) 必要な処置の決定及び実施 (d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4「記録の管理」参照。)</p> <p>9. 令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制</p> <p>(1) 理事長は、所長、部長及び課長に、令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等（非該当施設）の保安のための業務に係る品質管理に関して、次に掲げる事項について実施させ、原子力の安全を確保することを確実にする。</p> <p>保安に係る組織を図9.1に示す。</p> <p>(a) 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価する。 (b) 個別業務に関する実施及び評価の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 所長、部長及び課長は、前項の実施あたり、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、個別業務に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由により損なわれないようにすることを確実にする。</p>	



*1: 原子力施設検査準備室長、高速炉サイクル研究開発センター長、高温ガス炉研究開発センター長、環境技術開発センター長、保安管理部長、放射線管理部長、管理部長、高速実験炉部長、燃料材料開発部長、高温工学試験研究炉部長、材料試験炉部長、環境保全部長
 *2: 本項においては、関係部長等に統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長を含む。ただし、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長の報告先は理事長とする。

図4.1 品質マネジメントシステム体系図

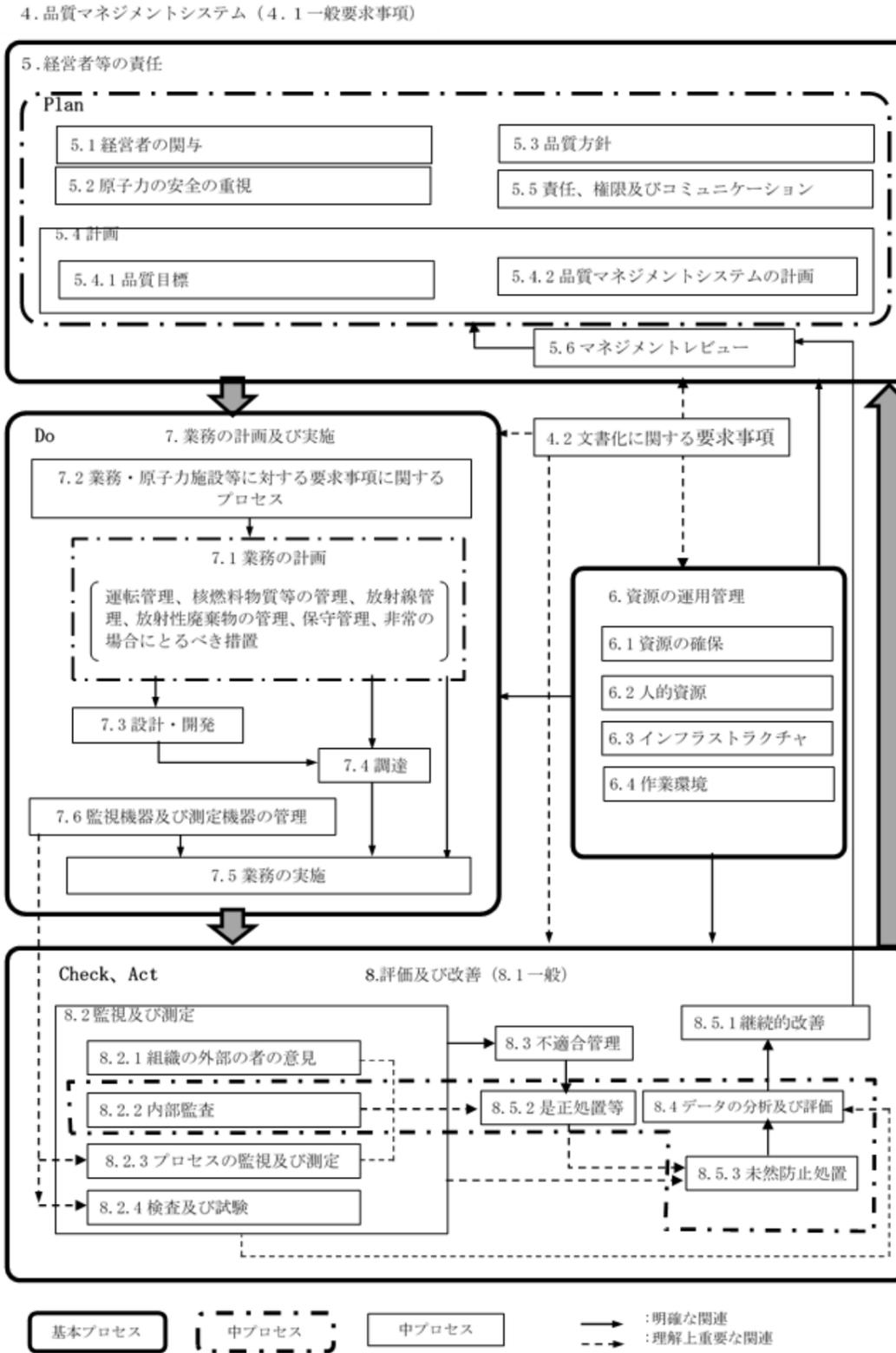


図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図

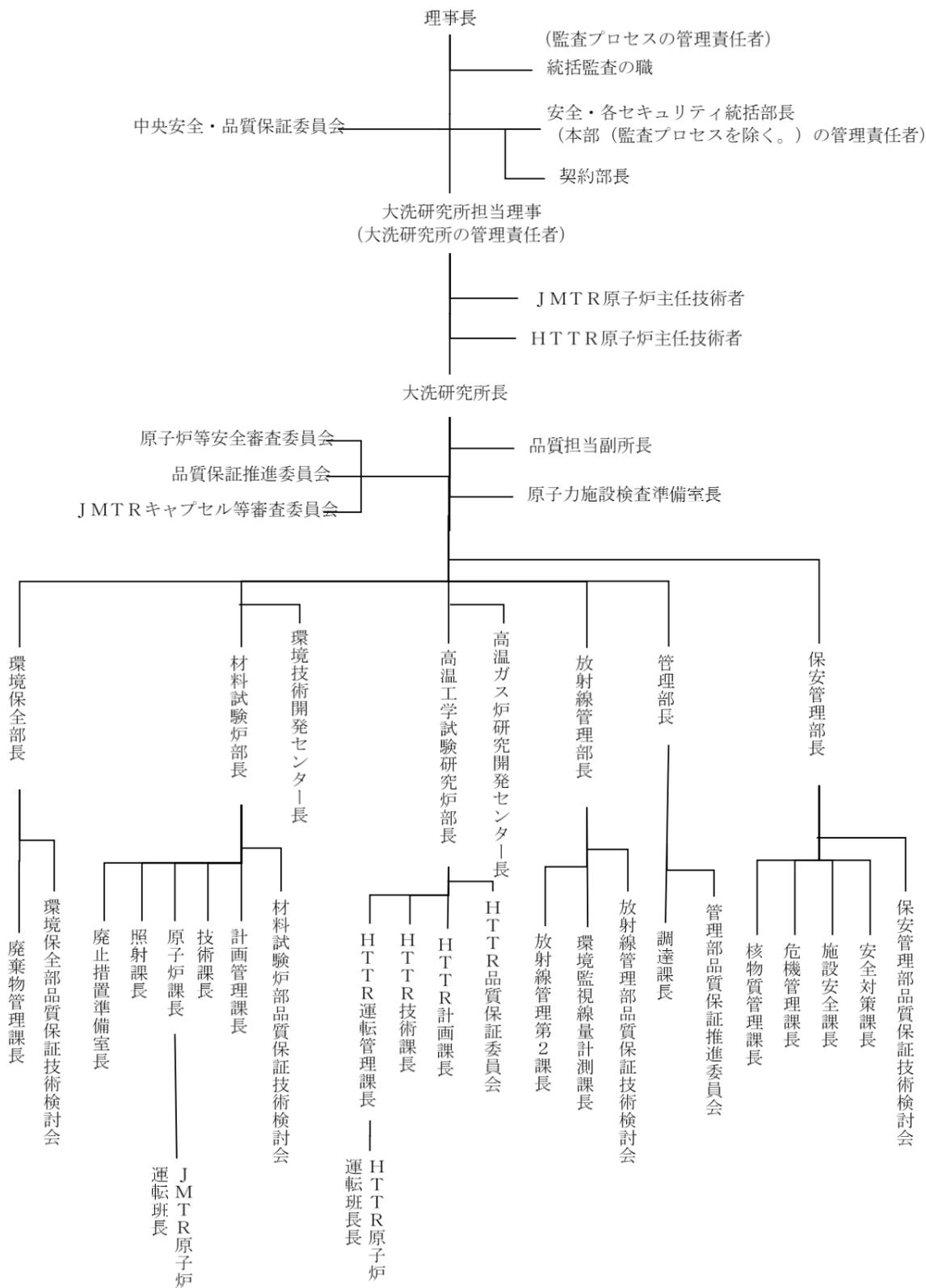


図 5.5.1 (1) 保安管理組織（北地区原子炉施設）

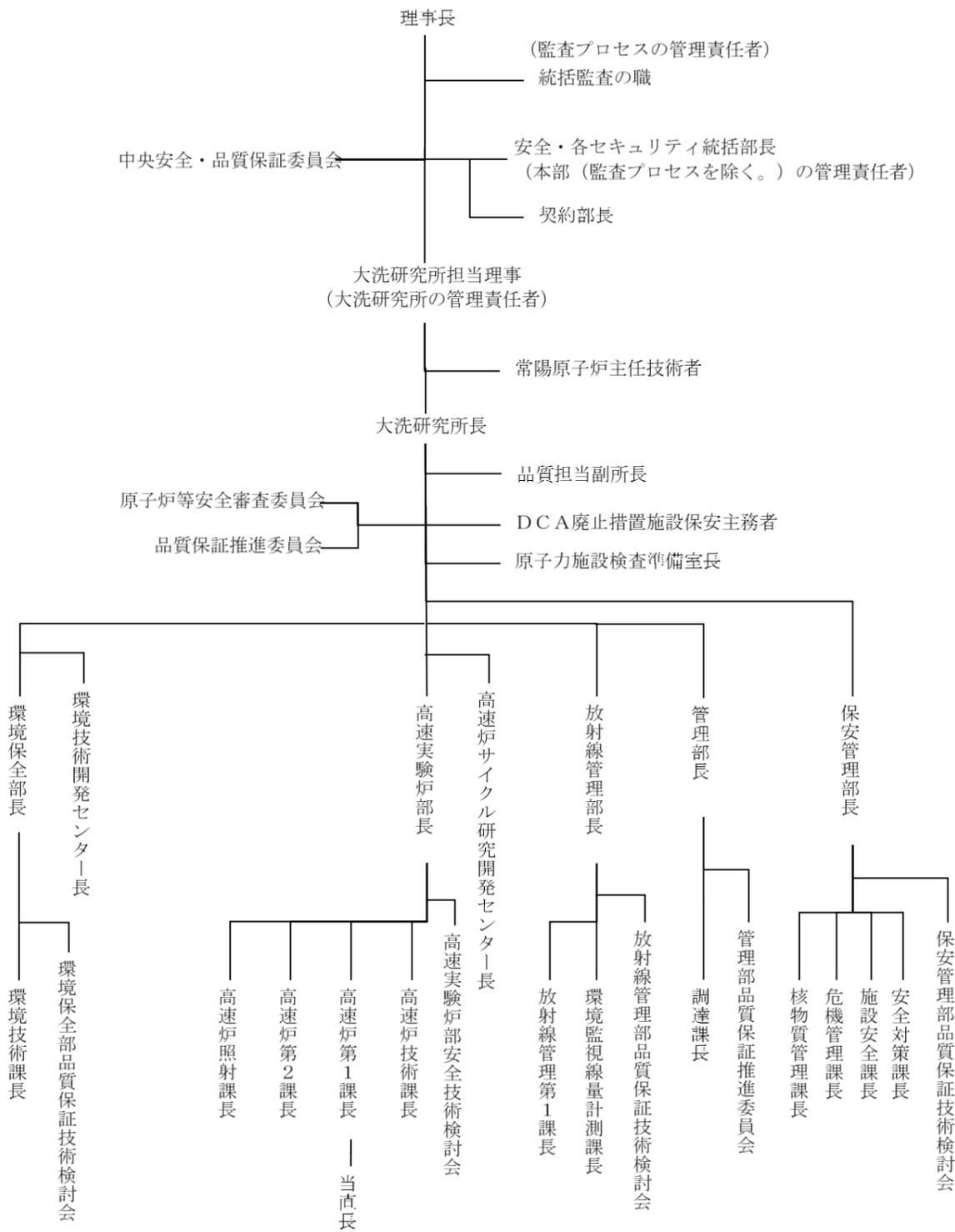


図 5.5.1 (2) 保安管理組織（南地区原子炉施設）

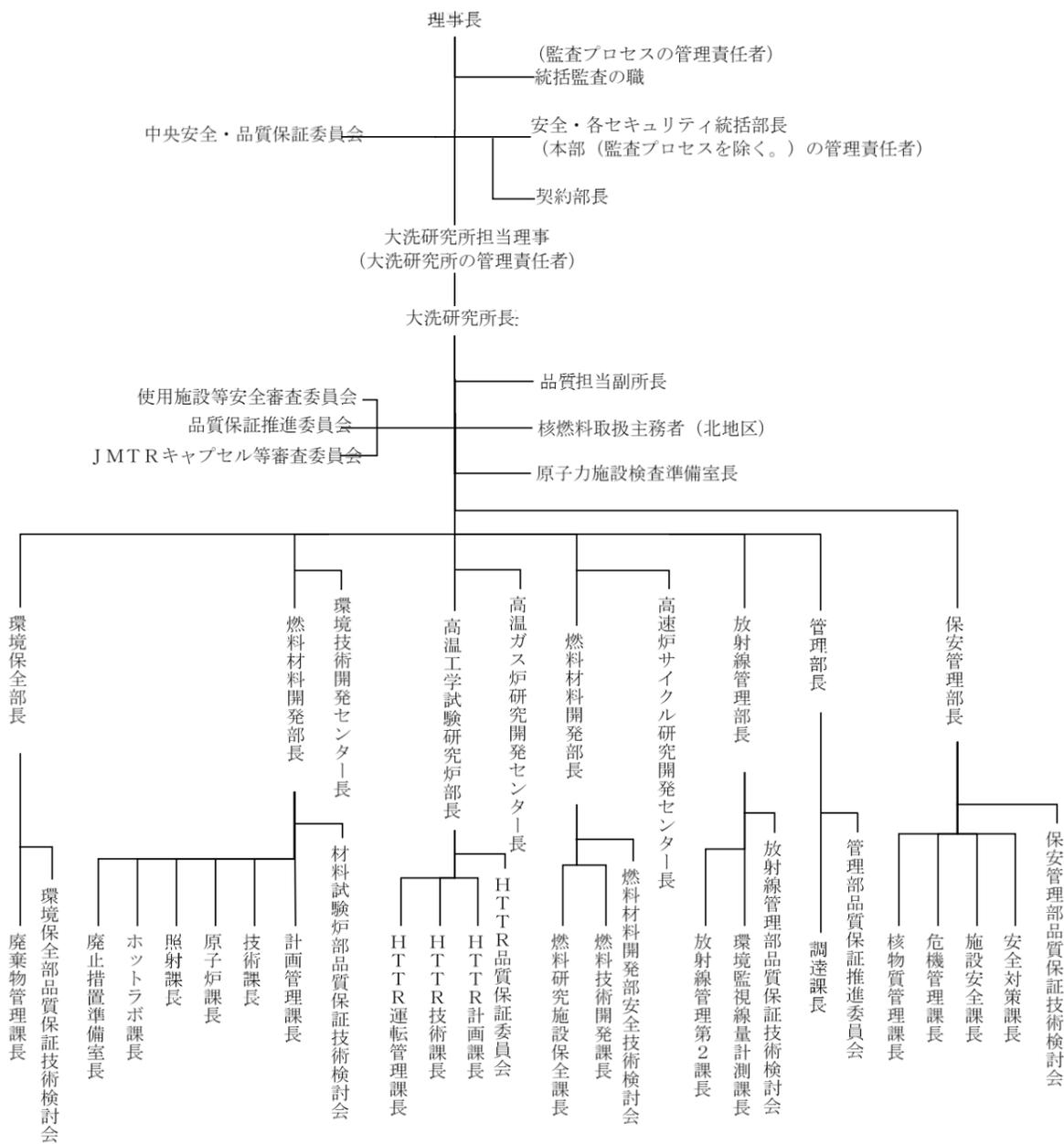


図 5.5.1 (3) 保安管理組織（北地区核燃料物質使用施設等）

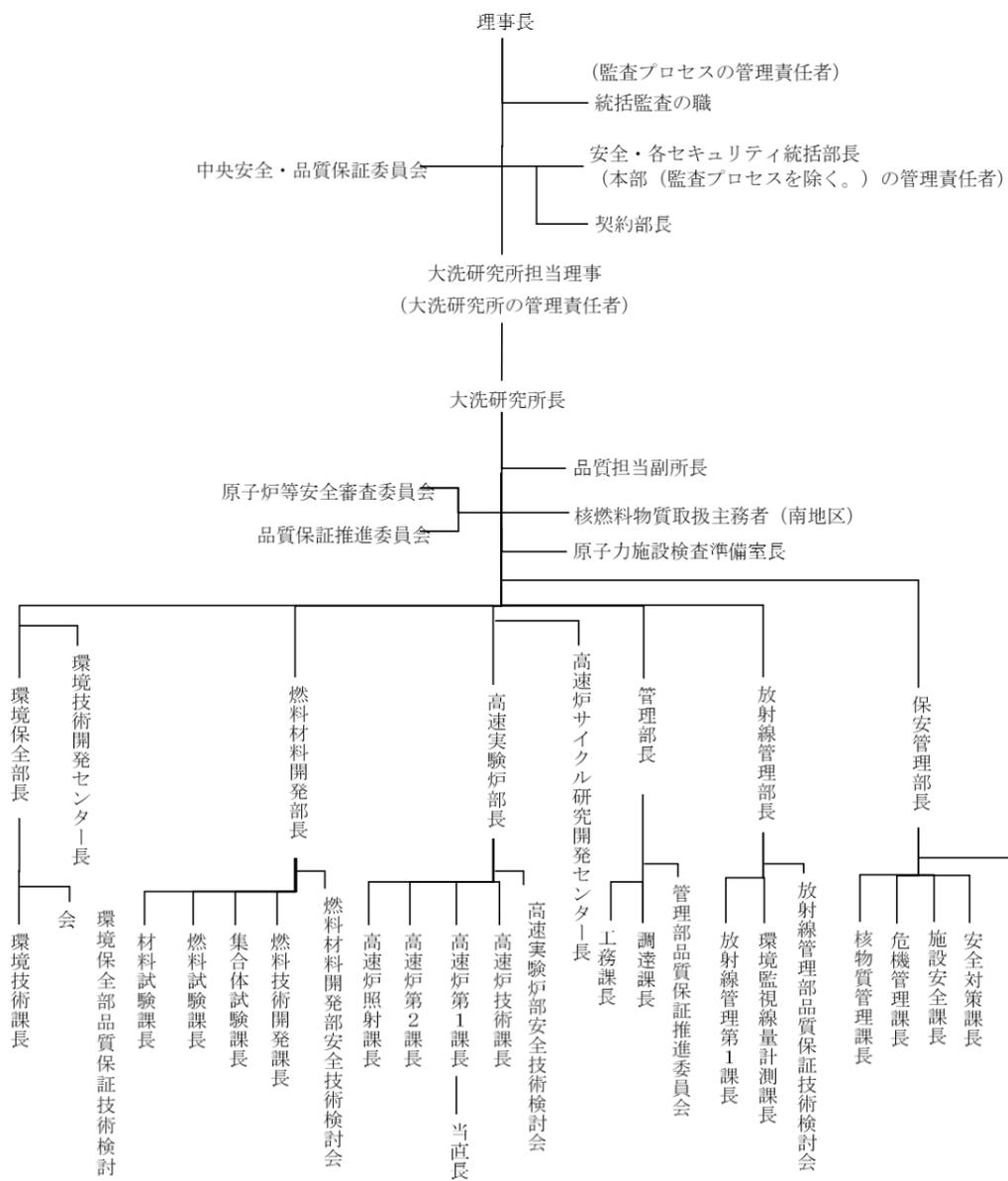


図 5. 5. 1 (4) 保安管理組織（南地区核燃料物質使用施設等）

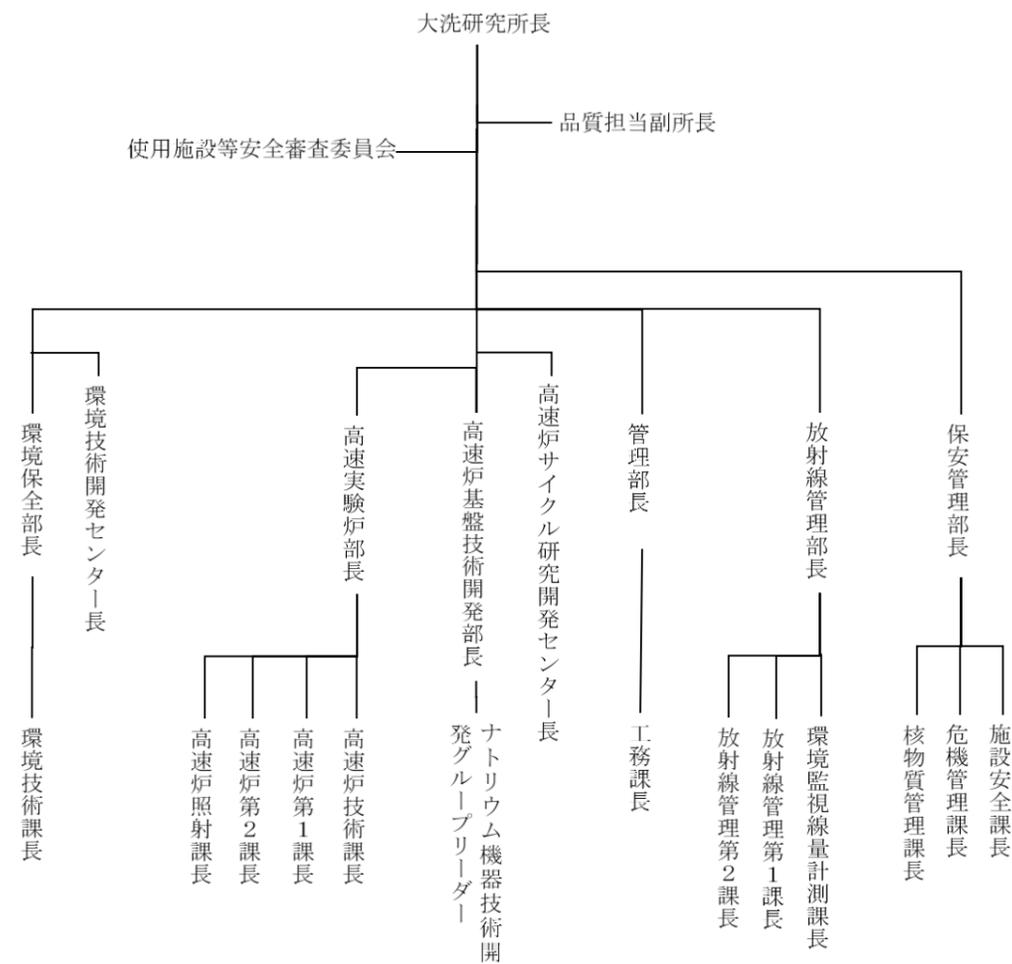


図9.1 令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る保安管理組織

表 8.2.3(1) 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定〔（北地区）原子炉施設〕

監視・測定するプロセス	監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスの結果	監視項目	確認方法と頻度
品質マネジメントシステム	理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー会議 年度末及び必要に応じて
	所長	品質目標の設定及び実施状況		所長承認 四半期ごと
	部長			部長承認 四半期ごと
	課長			部長報告 四半期ごと
業務の計画及び実施のプロセス	運転管理 (HTTR) ・HTTR 計画課長 ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・技術課長 ・原子炉課長 ・照射課長	運転計画の設定及び実施	運転計画の実施状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと
		核燃料物質等の管理 (HTTR) ・HTTR 運転管理課長 ・HTTR 技術課長 (JMTR) ・原子炉課長	汚染された物及び原子炉施設内で発生した放射性廃棄物及び受け入れた放射性廃棄物の運搬の実施	汚染された物及び原子炉施設内で発生した放射性廃棄物及び受け入れた放射性廃棄物の運搬の実施状況
	放射性廃棄物の管理 (HTTR) ・HTTR 運転管理課長 ・HTTR 技術課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長		放射性廃棄物受入の、一時貯留又は保管、処理及び廃棄体の保管並びに貯留等の実施	放射性廃棄物受入の、一時貯留又は保管、処理及び廃棄体の保管並びに貯留等の実施状況
		放射線管理 (HTTR、JMTR) ・環境監視線量計測課長 ・放射線管理第2課長 (HTTR、JMTR) ・放射線管理第2課長 (HTTR、JMTR) ・環境監視線量計測課長 (HTTR) ・HTTR 運転管理課長 ・HTTR 技術課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・技術課長	放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	放射性液体廃棄物の放出状況
	放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施		放射性気体廃棄物の放出状況	課長通知 四半期ごと
	年間の管理目標値		従業員等の被ばく状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと

設置変更許可申請書（共通編本文）

設計及び工事の計画申請書

整合性

	保守管理	(HTTR,JMTR) ・放射線管理第2課長 (HTTR) ・HTTR 運転管理課長 ・照射課長 (JMTR) ・原子炉課長	事業者検査	検査の実施状況	所長報告 年度ごと
	異常時の通報及び非常事態の措置	・環境監視線量計測課長 ・放射線管理第2課長 (HTTR) ・HTTR 計画課長 ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・技術課長 ・計画管理課長 ・廃止措置準備室長	非常事態訓練計画 の設定及び実施	非常事態訓練の 実施状況	所長報告 年度ごと
	安全文化育成活動	・放射線管理第2課長 (HTTR) ・HTTR 計画課長 ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・技術課長 ・計画管理課長 ・廃止措置準備室長	安全文化育成活動 計画の設定及び実 施	安全文化育成活 動の実施状況	所長報告 半期ごと
	改善のプロセス	理事長	品質マネジメント 計画の適合性の確 保、有効性の改善	品質保証活動の 実施状況	原子力安全監査 毎年度1回以上 又は必要に応じて
				不適合管理状況	マネジメントレ ビューの会議 年度末及び必要 に応じて
		全ての管理者	品質マネジメント システムの有効性 評価	自己評価	年1回以上（年度 末及び必要に応 じて）

表 8.2.3(2) 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定〔（南地区）原子炉施設〕

監視・測定するプロセス	監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスの結果	監視項目	確認方法と頻度
品質マネジメントシステム	理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー会議 年度末及び必要に応じて
	所長			所長承認 四半期ごと
	部長			部長承認 四半期ごと
	課長			部長報告 四半期ごと
運転管理	(「常陽」) ・高速炉技術課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長 ・高速炉照射課長	運転計画の設定及び実施	運転計画の実施状況	部長通知 年度ごと
	(重水臨界実験装置) ・環境技術課長			所長報告 年度ごと 四半期ごと
核燃料物質等の管理	(南地区放射線管理設備) ・放射線管理第1課長	放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施 放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施	放射性液体廃棄物の放出状況 放射性気体廃棄物の放出状況	部長報告 課長報告 運搬の都度
	(重水臨界実験装置) ・環境技術課長			部長通知 年度ごと
放射性廃棄物の管理	(南地区放射線管理設備) ・放射線管理第1課長 ・環境監視線量計測課長	放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	放射性液体廃棄物の放出状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと
	(重水臨界実験装置) ・環境技術課長			部長通知 年度ごと
放射線管理	(南地区放射線管理設備) ・放射線管理第1課長	放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	放射性液体廃棄物の放出状況	課長通知 四半期ごと
	(重水臨界実験装置) ・環境技術課長			部長通知 年度ごと
放射線管理	(「常陽」) ・高速炉技術課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長 ・高速炉照射課長	放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の	放射性気体廃棄物の放出状況	課長通知 四半期ごと
	(南地区放射線管理設備) ・放射線管理第1課長			

業務の計画及び実施のプロセス

設置変更許可申請書（共通編本文）

設計及び工事の計画申請書

整合性

		(重水臨界実験装置) ・環境技術課長	実施		
		(放射線管理) ・環境監視線量計測課長	年間の管理目標値	従業員等の被ばく状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと
	保守管理	・放射線管理第1課長 (重水臨界実験装置) ・環境技術課長	定期事業者検査	検査の実施状況	所長報告 年度ごと
		(「常陽」) ・高速炉技術課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長 ・高速炉照射課長			
	異常時の通報及び非常事態の措置	・環境監視線量計測課長 ・放射線管理第1課長 (重水臨界実験装置) ・環境技術課長	非常事態訓練計画の設定及び実施	非常事態訓練の実施状況	所長報告 年度ごと
		(「常陽」) ・高速炉技術課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長 ・高速炉照射課長			
	安全文化育成活動	(「常陽」) ・高速炉技術課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長 ・高速炉照射課長 (重水臨界実験装置) ・環境技術課長	安全文化育成活動計画の設定及び実施	安全文化育成活動の実施状況	所長報告 半期ごと
	改善のプロセス	理事長	品質マネジメント計画の適合性の確保、有効性の改善	品質保証活動の実施状況	原子力安全監査 毎年度1回以上 又は必要に応じて
				不適合管理状況	マネジメントレビューの会議 年度末及び必要に応じて
全ての管理者		品質マネジメントシステムの有効性評価	自己評価	年1回以上（年度末及び必要に応じて）	

表 8.2.3(3) 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定〔（北地区）核燃料物質使用施設等〕

監視・測定するプロセス	監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスの結果	監視項目	確認方法と頻度
品質マネジメントシステム	理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー会議 年度末及び必要に応じて
	所長			所長承認 四半期ごと
	部長			部長承認 四半期ごと
	課長			部長報告 四半期ごと
業務の計画及び実施のプロセス	(HTTR) ・HTTR 計画課長 ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・ホットラボ課長 (燃料研究施設) ・燃料研究施設保全課長	運転計画の設定及び実施	運転計画の実施状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと
	(北地区放射線管理設備) ・放射線管理第2課長 (HTTR) ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・技術課長 ・ホットラボ課長 (燃料研究施設) ・燃料研究施設保全課長	汚染された物及び使用施設内で発生した放射性廃棄物及び受入れた放射性廃棄物の運搬の実施	汚染された物及び使用施設内で発生した放射性廃棄物の運搬の実施状況	部長報告 課長報告 運搬の都度
	(北地区放射線管理設備) ・放射線管理第2課長 ・環境監視線量計測課長 (HTTR) ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・ホットラボ課長 (燃料研究施設) ・燃料研究施設保全課長	放射性廃棄物の受入れ、一時貯留又は保管、処理、及び廃棄体の保管並びに貯蔵等の実施	放射性廃棄物の受入れ、一時貯留又は保管、処理、及び廃棄体の保管並びに貯蔵等の実施状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと

設置変更許可申請書（共通編本文）

設計及び工事の計画申請書

整合性

	放射線管理	(HTTR、JMTR) ・環境監視線量計測課長 ・放射線管理第2課長	放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	放射性液体廃棄物の放出状況	課長通知 四半期ごと
		(HTTR、JMTR) ・放射線管理第2課長	放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施	放射性気体廃棄物の放出状況	課長通知 四半期ごと
		(HTTR、JMTR) ・環境監視線量計測課長 ・放射線管理第2課長 (HTTR) ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・ホットラボ課長 (燃料研究施設) ・燃料研究施設保全課長	年間の管理目標値	従業員等の被ばく状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと
	保守管理	(北地区放射線管理設備) ・放射線管理第2課長 (HTTR) ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・ホットラボ課長 (燃料研究施設) ・燃料研究施設保全課長	定期事業者検査	検査の実施状況	所長報告 年度ごと
	異常時の通報及び非常事態の措置	(北地区放射線管理設備) ・環境監視線量計測課長 ・放射線管理第2課長 (HTTR) ・HTTR 計画課長 ・HTTR 技術課長 ・HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・原子炉課長 ・照射課長 ・技術課長 ・計画管理課長 ・廃止措置準備室長 ・ホットラボ課長 (燃料研究施設) ・燃料研究施設保全課長	非常事態訓練計画の設定及び実施	非常事態訓練の実施状況	所長報告 年度ごと
安全文化育成活動	(HTTR) ・HTTR 計画課長 ・HTTR 技術課長	安全文化育成活動計画の設定及び実施	安全文化育成活動の実施状況	所長報告 半期ごと	

設置変更許可申請書（共通編本文）

設計及び工事の計画申請書

整合性

	<ul style="list-style-type: none"> ・ HTTR 運転管理課長 (JMTR) ・ 原子炉課長 ・ 照射課長 ・ 技術課長 ・ 計画管理課長 ・ 廃止措置準備室長 ・ ホットラボ課長 ・ 放射線管理第2課長 (燃料研究施設) ・ 燃料研究施設保全課長 				
改善のプロセス	理事長	品質マネジメント 計画の適合性の確保、有効性の改善	品質保証活動の 実施状況	原子力安全監査 毎年度1回以上 又は必要に応じて	
			不適合管理状況	マネジメントレビューの会議 年度末及び必要に応じて	
	全ての管理者	品質マネジメント システムの有効性 評価	自己評価	年1回以上（年度 末及び必要に応じて）	

表 8.2.3(4) 品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定〔（南地区）核燃料物質使用施設等〕

監視・測定するプロセス	監視・測定の実施責任者	計画されたプロセスの結果	監視項目	確認方法と頻度
品質マネジメントシステム	理事長	品質方針、品質目標の設定及び実施状況	品質目標の達成状況	マネジメントレビュー会議 年度末及び必要に応じて
	所長			所長承認 四半期ごと
	部長			部長承認 四半期ごと
	課長			部長報告 四半期ごと
業務の計画及び実施のプロセス 運転管理	(AGF) ・燃料試験課長	運転計画の設定及び実施	運転計画の実施状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと
	(MMF、MMF-2) ・材料試験課長			
	(FMF) ・集合体試験課長			
	(WDF) ・環境技術課長			
(JWTF、IRAF) ・高速炉照射課長 ・高速炉第1課長	部長通知 年度ごと			
核燃料物質等の管理	(AGF) ・燃料試験課長	核燃料物質等の管理の実施	核燃料物質等の管理の実施状況	部長報告 課長報告 運搬の都度
	(MMF、MMF-2) ・材料試験課長			
	(FMF) ・集合体試験課長			
	(WDF) ・環境技術課長			
(JWTF、IRAF) ・高速炉技術課長 ・高速炉照射課長 ・高速炉第1課長	部長通知 年度ごと			
放射性廃棄物の管理	(南地区放射線管理設備) ・環境監視線量計測課長 ・放射線管理第1課長	放射性廃棄物の管理の実施	放射性廃棄物の管理の実施状況	所長報告 年度ごと 四半期ごと
	(AGF) ・燃料試験課長			
	(MMF、MMF-2) ・材料試験課長			
(FMF) ・集合体試験課長				

設置変更許可申請書（共通編本文）

設計及び工事の計画申請書

整合性

		(WDF) ・環境技術課長								
		(JWTF、IRAF) ・高速炉照射課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長					部長通知 年度ごと			
	放射線管理		・放射線管理第1課長 (AGF) ・燃料試験課長 (MMF、MMF-2) ・材料試験課長 (FMF) ・集合体試験課長 (WDF) ・環境技術課長	放射性液体廃棄物の年間の放出管理目標値に係る放出管理の実施	放射性液体廃棄物の放出状況	課長通知 四半期ごと				
			(JWTF、IRAF) ・高速炉技術課長 ・高速炉照射課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長					部長通知 年度ごと		
			・放射線管理第1課長 (AGF) ・燃料試験課長 (MMF、MMF-2) ・材料試験課長 (FMF) ・集合体試験課長					放射性気体廃棄物の放出管理基準値に係る放出管理の実施	放射性気体廃棄物の放出状況	課長通知 四半期ごと
			(WDF) ・環境技術課長 ・環境監視線量計測課長							

設置変更許可申請書（共通編本文）

設計及び工事の計画申請書

整合性

	保守管理	(AGF) ・燃料試験課長	事業者検査	検査の実施状況	所長報告 年度ごと
		(MMF、MMF-2) ・材料試験課長			部長通知 年度ごと
	異常時の通報及び非常事態の措置	(FMF) ・集合体試験課長	非常事態訓練計画の設定及び実施	非常事態訓練の実施状況	所長報告 年度ごと
		(WDF) ・環境技術課長			部長通知 年度ごと
	安全文化育成活動	(JWTF、IRAF) ・高速炉照射課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長	安全文化育成活動計画の設定及び実施	安全文化育成活動の実施状況	所長報告 半期ごと
		(AGF) ・燃料試験課長			
	改善のプロセス	(MMF、MMF-2) ・材料試験課長	品質マネジメント計画の適合性の確保、有効性の改善	品質保証活動の実施状況	原子力安全監査 毎年度1回以上又は必要に応じて
		(FMF) ・集合体試験課長			
		(WDF) ・環境技術課長			
		(JWTF、IRAF) ・高速炉技術課長 ・高速炉照射課長 ・高速炉第1課長 ・高速炉第2課長			
	理事長				

設置変更許可申請書（共通編本文）

設計及び工事の計画申請書

整合性

			不適合管理状況	マネジメントレビューの会議 年度末及び必要に応じて
	全ての管理者	品質マネジメントシステムの有効性評価	自己評価	年1回以上（年度末及び必要に応じて）

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書		整合性
表 8.4 品質マネジメントシステムの分析データ			
	データ	関連する文書	8.4 データの分析及び評価(2)との関連*
	施設設備等の運転状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
	核燃料物質等の管理状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3」プロセスの監視及び測定
	放射性廃棄物（固体、気体、液体）の管理状況	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
	放射線業務従事者の被ばく状況	・大洗研究所(北地区)放射線安全取扱手引 ・大洗研究所(南地区)放射線安全取扱要領 ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
	保守管理の有効性評価	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（洗 QAM-03）	(b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
	非常事態訓練の実施状況	・事故対策規則 ・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	(a)「8.2.1 原子力安全の達成」 (b)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」
	保安検査の指摘事項等	・大洗研究所不適合管理並びに是	(a)「8.2.1 原子力安全の達

設置変更許可申請書（共通編本文）	設計及び工事の計画申請書			整合性
		正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	成 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」	
	官庁検査、事業者検査での不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	(a)「8.2.1 原子力安全の達成」 (c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」	
	不適合	・大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）	(c)「8.2.3 プロセスの監視及び測定」、「8.2.4 検査及び試験」	
	調達先の監査実施状況	・調達先の評価・選定管理要領 ・大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）	(d)供給者の能力「7.4 調達」	
	<p>* 8.4 データの分析及び評価に係る改善のための情報の評価は、8.4 データの分析及び評価(2)の(a),(b),(c)を参照。</p>			

改訂来歴

改訂 番号	改訂年月日	改訂の内容	承認	確認	作成	備考
1	2017年 12月1日	材料試験炉部及び高温工学試験研究炉部の組織改正に伴う組織図の見直し（保安規定との整合）	児玉	藤田 小嶋 神永	石川	
2	2018年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・「大洗研究開発センター原子炉施設の設計及び工事に係る品質保証計画書（QS-P15）」を統合 ・統合に伴い、構成を共通編、原子炉施設編、使用施設等編の三編に変更 ・原子炉施設について技術基準規則の要求事項との整合 ・使用施設等について、技術基準規則の要求を除いた原子炉施設編との整合 ・J E A Cを参考とした記載の見直し ・表記の適正化 	児玉	藤田 小嶋 神永	石川	
3	2018年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正に伴う見直し及び本文書名の見直し ・担当理事を研究所の管理責任者としたことに伴う見直し ・その他所要の見直し（記載の適正化等） 	児玉	藤田 小嶋 神永	石川	
4	2018年 6月20日	大洗研究所北地区及び南地区核燃料物質使用施設等保安規定改正に伴う予防処置の管理手順の追加	児玉	奥田 小嶋 青砥	石川	

設置変更許可申請書（共通編本文）

設計及び工事の計画申請書

整合性

5	2018年 7月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗研究所北地区及び南地区核燃料物質使用施設等保安規定改正を受けた原子炉施設編予防処置の管理手順の追加 ・燃料研究棟の法令報告で示した再発防止対策に係る関連文書（核燃料物質の取扱いに関する管理基準）の使用施設等編への追加 ・その他所要の見直し（記載の適正化等） 	児玉	奥田 小嶋 青砥	石川	
6	2020年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月1日施行の「原子炉等規制法」改正に伴い、新たな技術基準として施行される「品質管理基準規則」の要求事項との整合を図った。 				